

【解説】改正法における構造規制の見直し

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」の主な改定内容をご案内いたします。
令和7年4月1日施行予定

1. 木造建築物の構造規制の見直し
2. 木造建築物以外の構造規制の見直し
 - (1) 鉄骨造等（平成19年建設省告示第593号の一部改正）

①高さ緩和及び構造計算ルート1-3の創設

- ②ルート1-2において幅厚比制限の基準を明確化
- ③薄板軽量形鋼造についての高さ緩和
- ④併用構造の規定の追加
- ⑤組積造等について改正法に伴う改正

- (2) アルミニウム合金造

3. 構造耐力上主要な部分である鋼材の接合方法の見直し（新設）

4. その他（無筋コンクリート基礎の廃止を含む4項目）

☞ルート1-3の創設：

＜下記の規模の鉄骨造＞

- ・地階を除く階数が3以下
- ・高さが13mを超え16m以下
- ・延べ面積が500㎡以内
- ・柱相互の間隔が6m以下

＜適用条件＞

○幅厚比の制限（柱はFA材、梁はFC材の使用が可）

○ブレースの変形能力（種別）に応じて応力割増等

☞鋼材の接合方法の見直し：下記の内容が告示に新設

令和6年6月25日公布（令和6年国土交通省告示第955号）

＜下記の規模の鉄骨造＞

- ・地階を除く階数が3以下
- ・高さが16m以下
- ・延べ面積が500㎡以下
- ・架構を構成する柱の相互の間隔が6m以下

＜高力ボルト接合等によらない適用条件＞

○ボルト孔のずれを含めた層間変形角の計算方法^{*}が、令第82条の2に適合することが確かめられたもの

^{*}具体的な計算方法は、今後、解説等において示される予定

【トピックス】変更資料の提出について

過去に本メールサービスでもご案内してきました、軽微変更時の資料の提出について、最新の情報に更新いたしました。

最新版をご案内するとともに、ここでは「**変更項目一覧表**」作成時の注意点について一部ご紹介いたします。

＜今回の主な変更点＞

- ・計算書に合わせた二次部材の変更を「二次部材等に関する変更」から「その他の変更」に移動 など

二次部材等に関する変更

- ・主として主架構に関する変更
- ・二次部材等に関する変更
- ・その他の変更

に分類

No.	変更概要	変更内容及び主な変更箇所	検討結果又は所見
11	小梁の変更 (9号)	①小梁符号の変更 ・3階X2-3間/Y3-4間 sb20→sb24 【別添-●】 ・4階X4-5間/Y1-2間 sb49→sb44 【別添-●】	小梁変更に伴う重量変更は微小であると考え。また、耐力が増加する変更については検討を省略する。耐力が減少する変更については検討を行い、構造安全上問題がないことを確認した。（最大検定比：0.86） 【検討資料-●】
	部材種別ごとに分類	「○○⇒△△」のように、位置、符号、具体的な数値等の変更前後の違いが分かるように記載	検討がある項目については、検討結果を具体的に記載（周辺部材の検討を含めた最大検定比など）

その他の変更

No.	変更概要	変更内容	検討結果又は所見
21	構造図と計算書の整合（補正）	小梁断面形状の整合 ・sb19 H-□-□-□-□ →H-□-□-□-□	構造図を計算書に整合させるための補正であり、問題ないと判断した。
22	記載事項の変更（補正）	①面積の変更 【別添-●】	構造安全性に影響のない変更であるため、問題ないと判断した。

構造計算書に合わせた構造図の修正（補正）は「その他の変更」に分類してください。
※意匠との整合は「その他の変更」にはなりません。

このほか詳細は、本号付録の「**軽微な変更 ポイント整理**」に掲載していますので、右記よりご覧ください。

click

【お知らせ】SNS 新シリーズ開始します！

GBRC建築確認評定部では、毎週水曜日にSNSの定期投稿を行っています。
(Facebook、X、Instagram)

このうち性能評定課構造G（建築物）では奇数月第3水曜日、および偶数月第1水曜日を担当しており、これまで主に構造関係の法改正の変遷について投稿してまいりました。このシリーズの完結により、今月から新たなシリーズを開始いたします。

奇数月第3水曜日：『GBRC建築探訪シリーズ』

性能評定課構造G職員自身が交代で興味のある建築物、感銘を受けた建築物、最近見た建築物について建築構造面の特徴を中心に解説します。

偶数月第1水曜日：『実際にやってみましたシリーズ』

建築構造の基本事項について身近なものを使用した簡単な実験をして、様々な理論をわかりやすく紹介します。

特に『GBRC建築探訪シリーズ』は構造設計に詳しい方にも楽しんでいただける内容を投稿していく予定ですので、ぜひチェックしてみてください！

『GBRC建築探訪シリーズ』今後の投稿予定

①	②	③	④	⑤
7/17 (水)	9/17 (水)	11/19 (水)	1/21 (水)	3/18 (水)

各SNSへのアクセスは[以下のアイコンをクリック](#)してください。お気に入り登録もお待ちしています☆



【イベント】GBRC創立60周年記念セミナー

おかげさまでGBRCは2024年4月に創立60周年を迎えることができました。これを記念し、以下の日程で『GBRC創立60周年記念セミナー』を開催いたします。特別公演もございますので、ぜひお越しください。



日 時：2024年10月2日（水）12:30～17:00

場 所：大阪府立国際会議場（グランキューブ大阪）

（大阪市北区中之島5丁目3-51）

会場アクセス→ <https://www.gco.co.jp/visitor/access/>

参加費：無料

①**特別公演** 12:30～13:50 （12階 特別会議場）

講演タイトル	講師（敬称略）
『住宅・建築の省エネルギー性能評価法の現状と課題 —2050年ネットゼロに向けて—』	建築研究所 理事長 澤地 孝男
『脱炭素社会の実現に向けた建築物における 木材の利用促進 —建築基準法の改正と高層化—』	京都大学 教授 五十田 博

②**技術講演** 14:00～17:00 （10階 第1会場～第3会場）

GBRCの各室課より、各種試験や評価等に関連する内容で講演を予定しております。講演プログラムの詳細はGBRCのHP（下記）よりご覧いただけます。

https://www.gbrc.or.jp/training/seminar2024_60/

参加をご希望の方は下記ページよりお申込みください。

<https://shiken.gbrc.cloud/joins/add/161>

【お知らせ】図書間整合確認書について

GBRCで法第20条の性能評価を取得し、他機関にて同一案件の『避難安全性能』や『耐火建築物の主要構造部』の構造方法に関する性能評価を別途取得される場合、それぞれの機関から電子申請にて、大臣認定申請を行います。その際、認定申請用図書として、「図書間整合確認書」のご提出が必要となります。

令和 年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 様

整合確認を行った一級建築士の氏名・一級建築士事務所および一級建築士の登録番号の記載

大阪市〇〇〇
株式会社〇〇設計一級建築士事務所 日総試 太郎
一級建築士事務所 大阪府知事登録(イ)第〇〇号 一級建築士登録 第〇〇号

構造方法等の認定申請書に関する申請図書の整合確認について

件名、該当条文の記載(耐火認定の場合)

(仮称) 〇〇ホテル計画における構造方法に関して、建築基準法第20条第1項第一号及び同法施行令第108条の4第1項第二号の認定を受けるために提出致しました、以下に係る図面等の整合確認を行いましたことを報告致します。

該当条文の記載(耐火認定の場合)

- ・別添(超高層建築物の構造方法1)
- ・別添(建築基準法第2条九号のニイ(2)に該当する主要構造部の構造方法)

○耐火認定の該当条文を記載する際の注意点
令和6年度4月の法改正により、「耐火建築物の主要構造部に関する技術的基準」の条名に変更がありました。
(旧)建築基準法施行令第108条の3→(新)建築基準法施行令第108条の4

【認定情報】審査期間

●認定審査期間の実績(2024.04月～06月)(性能評価期間は含みません)

	標準期間※1	実績
新規	2ヶ月	57日(2ヶ月程度)
新規 (特定天井あり※2)	2.5ヶ月	—
計画変更	1.5ヶ月	52日※4(2ヶ月程度)
計画変更 (特定天井あり※2)	2ヶ月	—
軽微な変更	1.0ヶ月	14※3, 26～29日 (0.5～1ヶ月程度)
軽微な変更 (特定天井あり※2)	1.5ヶ月	—

—は該当期間内での実績なしを示す

- ※1 標準期間は認定申請～認定書交付までの標準日数を表しています。
- ※2 特定天井がある場合は「通常の審査期間 + 0.5ヶ月」を目安としてください。
- ※3 変更項目の数が5項目以下であったため、比較的早期に認定されました。
- ※4 申請内容が特殊であったため、通常より時間がかかりました。

【編集後記】

今年は例年に比べてずいぶん遅い梅雨入りとなりましたが、梅雨明けは平年並みかやや早くなるようです。ジメジメとした日は長く続かない方がいいですが、代わりに今年も昨年に匹敵するほど暑い夏になるそうです。暑さが苦手な私は、今から暑さ対策に効果のありそうなものを買集めて乗り切るつもりです。(S)



発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課
担当：甲谷、鳥谷、川上、尻無瀧、勝間
TEL：080(8303)3867 FAX：06(6966)7680
E-mail：seinou@gbrc.or.jp